

第 7 2 次警戒区域の調整案

来る3月31日、第71次警戒区域の設定期限を迎えるにあたり、雲仙岳の火山活動状況や今後の対応等について、関係者の方々と協議しました。

噴火活動は停止の状態となってから20数年が経過し、この間、火山活動は落ち着いた状態で推移し、各種のデータから見ても静穏な状態が継続しております。

しかしながら、規模の大きな地震による溶岩ドームの崩落による危険性も残っているため、今後も注意深く見守っていく必要があります。

このような状況を踏まえて、雲仙岳火山防災協議会として次のような意見を取りまとめます。

島原市

1. 警戒区域の設定について
現在の警戒区域につきましては、区域の変更を行わずに設定期限を1年間延長し、平成31年3月31日正午までといたします。

雲仙市

1. 警戒区域の設定について
現在の警戒区域につきましては、区域の変更を行わずに設定期限を1年間延長し、平成31年3月31日正午までといたします。

南島原市

1. 警戒区域の設定について
現在の警戒区域につきましては、区域の変更を行わずに設定期限を1年間延長し、平成31年3月31日正午までといたします。

ただし、火山活動の状況等によってはこの措置を変更することもある。